

議案第17号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案要綱

1 改正理由

学校教育法第60条第2項の規定による副校長を置くことに伴い、事務の専決及び代決に関する規定を整備する等の必要がある。

2 改正内容

- (1) 学校に、必要に応じて副校長を置くこととする。(第12条の3関係)
- (2) 校長の事務の一部を専決させることができる者に副校長を加えることとする。(第21条関係)
- (3) 副校長は、校長が不在のときは、その事務を代決することができること、並びに副校長を置く学校の教頭は、校長及び副校長が不在のときは、その事務を代決することができることとする。(第22条関係)
- (4) その他所要の規定の整備を行うこととする。

3 施行期日

この規則は、平成25年4月1日から施行することとする。

議案第十七号

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則案

秋田県立高等学校管理規則の一部を改正する規則

秋田県立高等学校管理規則（昭和六十一年秋田県教育委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第十二条の三第一項中「副校長を置くことができる」を「必要に応じて副校長を置く」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二十一条の見出しを「（副校長、教頭及び事務長の専決）」に改め、同条第一項中「教頭及び事務長」を「副校長、教頭又は事務長」に、「ことができる」を「ものとする」に改める。

第二十二条の見出しを「（副校長及び教頭の代決等）」に改め、同条第一項中「教頭」を「副校長」に改め、同条第二項中「教頭」を「前項の場合において、教頭」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 教頭は、校長（副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長）が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。

附 則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

平成二十五年三月二十八日提出

秋田県教育委員会教育長 米田 進

理 由

学校教育法第六十条第二項の規定による副校長を置くことに伴い、事務の専決及び代決に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この規則案を提出する理由である。

新	旧
<p>(副校長) 第十二条の三 学校に、必要に応じて副校長を置く。</p> <p>(副校長、教頭及び事務長の専決) 第二十一条 校長は、次項に定めるものを除き、教育長の定めるところにより、校長の事務の一部を副校長、教頭又は事務長に専決させるものとする。ただし、専決しようとする事項が重要若しくは異例であると認められるもの又は先例になると認められるものは、校長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(副校長及び教頭の代決等) 第二十二条 副校長は、校長が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</p> <p>2 教頭は、校長(副校長を置く学校にあつては、校長及び副校長)が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りでない。</p> <p>3 前項の場合において、教頭を二人以上置く学校にあつては、校長があらかじめ代決順位を定めるものとする。</p>	<p>(副校長) 第十二条の三 学校に、副校長を置くことができる。</p> <p>2 副校長は、当該副校長を置く学校の教頭のうちから、秋田県教育委員会が任命する。</p> <p>3 副校長は、校長を補佐し、校長の命を受けて校務の一部を掌理する。</p> <p>(教頭及び事務長の専決) 第二十一条 校長は、次項に定めるものを除き、教育長の定めるところにより、校長の事務の一部を教頭及び事務長に専決させることができる。ただし、専決しようとする事項が重要若しくは異例であると認められるもの又は先例になると認められるものは、校長の決裁を受けなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(教頭の代決等) 第二十二条 教頭は、校長が不在のときは、その事務を代決することができる。ただし、重要又は異例に属する事項については、この限りではない。</p> <p>2 教頭を二人以上置く学校にあつては、校長があらかじめ代決順位を定めるものとする。</p>